

1. 概要

日 程：4月22日(火)～4月25日(金)

訪問先：4月23日(水) 科学・イノベーション・技術省（DSIT） クリス・ブライアント閣外大臣

出張者：大島委員、佐脇事務局長、国際室職員

2. 目的

- ・ 現在、日英間の相互認証の枠組みの対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大するための協議を、DSITと行っているところ。
- ・ 今般の出張では、大島委員がDSITクリス・ブライアント閣外大臣と会談し、同協議の進捗等を確認すると共に、共同プレス声明を発出することを目的とする。

3. 共同プレス声明の概要

- ・ 日英は、DFFTを具体化するというビジョンを共有しており、日英相互認証は両国の協力の重要な要素の一つ。
- ・ 2021年の個人情報保護法改正を踏まえた日英相互認証の対象範囲の拡大は、日英の共同研究や公的機関間の共同での活動を促進するものであり、日英デジタルパートナーシップや日英包括的経済連携協定がもたらす利益を補完、増幅し、個人データの交換に大きく依存する他の分野における協力を強化する道を開き得るもの。
- ・ 日英相互認証の拡大に関する協議が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが、2026年春までに実現することを目標として作業を加速させることに合意。
- ・ 現行の相互認証の見直しを含む今後の事務的な協議は、数か月のうちに完了する見込み。

英国との相互認証の枠組み

- 2020年1月、英国はEUを離脱。英国GDPRは、EUのGDPRを基本的に引き継いだことから、日英間においても相互認証を継続。（EUに対する外国指定は2019年）
- 2021年から、日本は、英国に対してレビュー（見直し）を実施。EUと同様に、第237回個人情報保護委員会（2023年3月）において、当該レビューに関する報告書を採択し、英国に対する外国指定を継続する旨を決定。なお、英国は、日本に対するレビューを行わないこととしており、これにより日英間における相互認証も維持。
- 現在、英国からの十分性認定の対象は、EUと同様に民間部門のみであることから、英国との間でもその対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大するための協議を実施中。
- 本年4月23日、英国科学・イノベーション・技術省ブライアント閣外大臣との会談において、「日英相互認証の拡大に関する協議が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが、2026年春までに実現することを目標として作業を加速させること」に合意し、その旨を共同声明で言及。

